

未来

人権教育啓発シリーズNO.3



みなさんはハンセン病という病気を知っていますか？日本では、この病気にかかったことで、国の政策により隔離されて人権を奪われたり、差別を受けたりするという悲しい出来事がありました。今回は、ハンセン病を人権の視点から考えてみたいと思います。

ハンセン病を正しく理解しましょう

ハンセン病は、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。かつては「らい病」と呼ばれ、体の末梢神経がまひしたり、皮膚がただれたような状態になるのが特徴で、病気が進むと容姿や手足が変形することから、患者は差別の対象になりやすかったのです。感染力や発病力は非常に弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。いつも患者と接している国立ハンセン病療養所で働く職員で、ハンセン病に感染した人は90年間で1人も確認されておりません。このことから、感染力・発病力の弱さは明らかです。よって本来患者を隔離する必要はなかったのです。1943年に開発されたプロミンに始まる化学療法によって治るようになり、現在では、いくつかの薬剤を組み合わせた療法が広く行われています。ハンセン病は、早期発見と適切な治療で確実に治る病気なのです。



なぜ差別されるようになってしまったのか

明治になり、諸外国から文明国として患者を放置しているとの非難をあげると、政府は1907年（明治40年）、「癩予防に関する件」という法律を制定し、患者を療養所に入所させ、一般社会から隔離してしまいました。この法律は患者救済も図ろうとするものでしたが、これによりハンセン病は伝染力が強いという間違った考えが広まり、偏見を大きくしたといわれています。

1929年（昭和4年）には、各県が競ってハンセン病患者を見つけだし、強制的に入所させるという「無らい県運動」が全国的に進められました。さらに、1931年（昭和6年）には従来の法律を改正して「癩予防法」を成立させ、強制隔離によるハンセン病絶滅政策という考えのもと、在宅の患者も療養所へ強制的に入所させるようにしました。こうして全国に国立療養所を配置し、全ての患者を入所させる体制が作られました。1953年（昭和28年）、国会では患者たちの猛反対を押し切って「らい予防法」を成立させました。この法律の存在が世間のハンセン病に対する偏見や差別をより一層助長したといわれ、患者はもとよりその家族も結婚や就職をこぼまれるなど、偏見や差別は一向にありませんでした。

1996年（平成8年）になってようやく「らい予防法」は廃止されましたが、入所者は、既に高齢（平均年齢85歳以上）となっており、後遺症による重い身体障害を持っている人もいます。また、未だに社会における偏見・差別が残っていることなどもあって、療養所の外で暮らすことに不安があり、安心して退所することができないという人もいます。 厚生労働省ホームページより一部改

元患者や患者家族への補償の今...

2001年熊本地裁において、国に対してハンセン病元患者に対する賠償を命ずる判決が確定し、全国の元患者らに対する補償が行われたが、国の強制隔離政策がもたらした患者家族への人権侵害への補償はなされていなかった。

しかし、2019年（今年）の6月末に、元患者家族561人が国に損害賠償と謝罪を求めた集団訴訟において、熊本地裁は国の責任を認め、総額3億7675万円の支払いを命じる判決を言い渡した。これを国は受け入れ、7月には安倍晋三首相が原告代表に面会し謝罪。さらに10月、超党派の議員による作業部会により、1人当たり最大180万円を補償する法案がまとめられ、国会に提出されることになった。

大切なことは...

病気にかかってしまったことが理由で、偏見や差別を受け、さらには国の誤った政策により、人権を侵害されてしまった方々。今、その人達に対して私たちができること、それは、ハンセン病について、正しい知識と理解を持つこと。これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。